五　募入決定の方法
　イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
　ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額　イ　価格競争入札発行　額面金額で四兆四千九百五十八億千万円
　ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で三千二百四十億九千万円
七　払込金額　イ　価格競争入札発行　四兆四千九百四十四億三百十四万五千三百五十円
　ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　三千二百三十九億八千八百五十五万九千八百三十円
八　最低額面金額　千万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十二年十一月二十二日
十一　発行価格　イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十六銭八厘五毛以上のそれぞれの応募価格
　ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十六銭八厘七毛
十二　償還期限　平成二十三年二月二十八日ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十二年十一月二十二日

## ○財務省告示第四百六号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十二年十一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年十二月八日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百五十三回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法
　イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
　ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額　イ　価格競争入札発行　額面金額で二兆三千三百九十四億六千万円
　ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で千六百四億七千万円

七　払込金額　イ　価格競争入札発行　二兆三千三百九十億六百三十万五千三百円
　ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　千六百四億三千八百八十六万八千八百二十円
八　最低額面金額　千万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十二年十一月二十五日
十一　発行価格　イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十八銭五毛以上のそれぞれの応募価格
　ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十八銭六毛
十二　償還期限　平成二十三年一月二十五日ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十二年十一月二十五日

## ○財務省告示第四百七号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十二年十一月二十九日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年十二月八日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百五十四回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法
　イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
　ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額　イ　価格競争入札発行　額面金額で四兆四千二百十九億九千万円
　ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で三千三百九十九億円
七　払込金額　イ　価格競争入札発行　四兆四千二百五億九千二百六十七万七千二百円
　ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　三千三百九十七億九千二百五十九万千六百円
八　最低額面金額　千万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。